

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷一十四第

行發日一月八年十和昭

論叢

生産の構造

文學博士 高田保馬

寺院と課税

法學博士 神戸正雄

第三世界觀的人格典型

文學博士 米田庄太郎

時論

最近に於ける産業組合金融の動向
經濟學博士 八木芳之助

研究

フランス帝國經濟會議
經濟學士 松岡孝兒

産業的流通に於ける營業貨幣の流通速度
經濟學士 中谷實

マリーカン時代^{チリズム}の海運政策の典型
經濟學士 明石嚴三

商業生産説の諸性格
經濟學士 松井清

説苑

希臘人の「植民」觀
農學士 若木禮

中小經營の弾力性に就いて
經濟學士 岡倉伯士

附録

新着外國經濟雜誌主要論題

説苑

希臘人の「植民」觀

若 木 禮

序 古代希臘の植民的活動には現代の移民に類する

アポイケヲ並に現代の植民の原形と見らる可きクルウケヲなる二の型の存することは既に本論叢第三八卷第一號に述べた。而して是等の活動は紀元前八世紀頃より是を考へ得る。此の頃は恰も游牧民なるヘレネスが定住、主農段階に入り、血縁に代つて地縁がその社會の規範となり、都市國家^{ポリリス}が成立した時であつた。爾來希臘に於ては都市國家^{ポリリス}生活が完全なる人間の缺くべからざる生活様式となり、²⁾「ポリリスを有せざる者は惡人か然らずんば超人かである」とされた。抑々希臘の移植民はポリリス³⁾の成員たる市民(外人及奴隸は

含まない)の經濟的及社會的平衡の破綻に起因し、市民がポリリスより出で、ポリリスを建設する事⁴⁾は全希臘史を通じて不變の習慣であつた。従つて斯る活動を對象とする希臘人の「植民」觀は、次に述ぶるが如き彼等の國家觀の下にその獨自のものが發生、成立したと觀らる可きが故に、それはポリリス觀より直接誘導さる可きものであらうと思ふ。

一

紀元前五世紀乃至四世紀のアテナイの民主政治の爛熟、崩壞期に當り、ポリリスに於ける實生活に關する矛盾が著しくなり、その批判、解決論として幾多の國家論が出た。就中代表的なものとしては、プラトンの共和國及法治國の二篇並にアリストテレスの政治學があるが、是等は皆一面理想國家を畫きポリリスは斯くあり度く又本來斯くある可きものとの想定を描出及び是が現實と調和し得可きポリリスを實現せしめんとする手段を説けるものにして、周知の如くその論據はポリリス生活を前提として居つた。従つて是等の三篇は

- 1) 第一期植民(1500-800 B. C.)と通稱さるゝものは單なる Wanderung にて Siedelung とは看做し得ない。從て植民關係は此處には見られない。
- 2) Aristoteles. Politica (Loeb. c. 1.) 1253 a.
- 3) Arist. ibid. 1326 a.
- 4) hellenistic period は所謂内國植民に類似するを以て此處に於ては是に觸れない。

以上の指導者によつて鋭利に解剖、表現、敘述せられ全希臘史を通じて希臘人に普遍的なるポリリス觀を代辯せるものと看做し得るが故に、以上の(理想)國家論に觀ゆる所のものを以て希臘に普遍なる「植民」觀と稱し得可であらう。

(註) 因に理想國家論は、現在よりもより良き國家の現出を願ふ運動の體系化されしものであり、植民も亦等しく良き國家の構成を求むる運動なるが故に「植民」に關する事項は理想國家論の重要な現實の方策として説かれてゐる。

尤も共和國篇は哲人政治を説きてプラトン獨自の倫理觀の主張の強きものなるも、晩年の著、法治國篇は彼が現實と妥協せる述作にして希臘人のポリリス觀の實相に即し、アリストテレスの政治學と同様に經驗論的の立場に立つものと云はれて居る。従つて私は主として後の兩作によつて現實的な希臘人の「植民」觀を窺はうと思ふ。

先づ「植民」の據つて立つ所の彼等の國家觀より考察する。(但し今は姑くその倫理的方面の考慮には立ち入らぬ事とする)都市國家の發生に就てプラトンは「夫は人類

の必要に應じて起り、各人の不足せるものを調節せんが爲に多數人の集り住む所であり。又衣食住を充す可き所である。故に少くとも一人の農夫、大工、織工並に靴工、料理人等を必要とする。従つてポリリスとして缺く可からざる所のものも亦右の數人である」と云ひ、アリストテレスは「村落が結合し、完全にして殆ど又は全く自給自足し得可き規模の單一共同體を形造る時、茲にポリリスが發生し」又「ポリリスは完全に自給自足を爲し得る様に作らる可きである」と主張する。

人類の欲望未だ低き時はプラトンがポリリスの原形と稱する數人の人を以てしても國家が成立する事とならんも、現實に即せる彼等の學説は是に加ふるにポリリスの自衛上より市民たる戰士の相當數の存在を必要とする事を忘れては居なかつた。

「市が過小とならず。又單に外觀上の偉大にのみ終らざるように戰士(即市民)を自衛の爲に有する事は正しい」自衛と共に隣國の危機に際しては有力なる援軍たり得るように市民數を維持す可きである」領土の限界

6) Platon. Republic (Loeb. e. l.) 369 B-E

7) Arist. ibid. 1252 b.

8) Arist. 1328 b.

9) Platon. Republic. 369.

10) Platon. Republic 423 B-C.

11) Platon. Laws (Loeb. e. l.) 737.

は自給し得可き範圍に限るも、尙軍事當局の意向をも容るゝを要す」と述べて居る。抑々希臘に於ては單に法に服するのみを以ては完全なる市民と稱するを得ずして、各自が直接に國政に參與する事を要した。従つて、市民人口なる語の有する意義は特別なものがあつた。政治學の全卷を通じて明に看取し得ることは、市民なるものは、生産的の勞働より免がれ、徳を修め、政權及官位に與かることを得る點であつて、人口の増減は常に經濟的の見地のみからでなく、政權に關連してより鋭く論議されたものであつた。更にポリリスに於ては市民は相互に熟知するを最善となすが故に、現代の國家の如くに多數の人口の存在は此の點よりしても認めらる可くもない。アリストテレスは「¹²⁾良く治まれる國家には人口に限度がある。一國の人口の最大最善の限度は生活目的を自足せしむるに足る最大の員數なる事を要する」と明言して居る。即ち人口に就ては適度の市民戰士を要すとなすものなるも、此の事は一方に於て希臘人が市民人口に就て消極的の見解をとり

し事を表示するものであつて、プラトンは共和國籍に於て戰士一、〇〇〇人の市^{ポリリス}を以て大市たるに充分なりとし、又法治國籍に於ては一市の理想的の人民數を五〇四〇人と定めてゐる。乍然、アリストテレスは政治學中に是を評して、「五、〇〇〇人とせばバビロン程の領域を要し、特例に屬す、余の畫かんとする所のものは不可能を避けた理想國である」と云ふが故に、彼は更に小規模の市^{ポリリス}を考へ且是を以て希臘に普遍的なるものとなして居る。同書によれば、¹³⁾ヒッポタムスの計劃せし理想國の市民は一萬人と定められ、又當時の希臘人が一市の最適の人口を移植民地の建設に託して表現して居るのを觀ても、¹⁴⁾キリキヤ沿岸の市民一萬の植民地とあり、又メナデルの劇には市民三萬を擁する市^{ポリリス}一千市を擧げて居る。

今ベロッホに従つて希臘諸市の實際の人口を觀るに、アツチカは二萬乃至三萬五千人、アルゴスは二萬人、コリントは一萬人、シキオン、フレウス等は五千人以下にして、アエギナの如きは二千人であつた。故に我

12) Arist. ibid. 1326 b.
 13) Arist. ibid. 1275 a.
 14) Platon, Republic 423. Laws 738.
 15) Arist. ibid. 1326 a—b.
 16) Platon, Republic 423 A.
 17) Platon, Laws 737.

々は以上の理想國家論が單なる空想に非ずして、希臘都市の實相に即せるものなることを確かめ得るのであり、更に進んでその市民の人口に就ては事實上或る限度の存するを知り得た。

然るに一國內の土地は公有地及各市民の私有地より成るを以てポリリスの領域は大體に於て市民數に比例して定まる可きである。

故に國家論に示されし人口より見たる領土即ちポリリスの大きさに就ては希臘人は或る限度を望んで居つたかの如くに想はれる。プラトンは「ポリリスの大きさと及び領土に就ては或る限度を設くるを可とし、それは結合を害せず又満足(相互に知り合ふ意)し得る程度に於て大なるを可とし、それ以上は不可である」と云ひ又「領土は適度の生活方法を有する一定數の住民を支ふるに充分なるを要するも、是れ以上を必要としない」とし、續いて領土の大きさに就て警戒的の語を述べて居る。即ち「立法者の助成しつゝある國家(理想國)の眞の利益は、能ふ限り強大にして富裕即ち多額のお金銀

を有し、海陸に廣大なる領域を有する事ではない」と。アリストテレスは「多くの人の考ふるが如く、假りにポリリスの幸福が其の偉大なるに存すとなすも、ポリリスの偉大とは必ずしも市民の人口數の大なる事を意味しない。過大、過小孰れも宜しからず、此の事は又領土に關しても同じ」と云ふて居る。

要約せば、彼等を通じて觀察し得る希臘人の國家觀の普遍的特性は、國家の自衛及相互の分業を可能ならしむるが爲に或る限度の市民があり、彼等互に相依つて自給自足し得可き地域を占め、過大の人口及領土は是を欲しないとの事である。就中領土に就て消極的觀念を有せし點に特に注意を要する。

加ふるに我々は彼等の描きたる次の理想國家の狀態より上述せるが如き希臘人の都市國家觀を具體的に認識し得るのである。即ち「都市は海岸より八〇スタデオン隔たり、沿岸には良港あり、市の近郊は產物に富みて何物をも輸入するの要なく、又隣國もなし。丘と森と平地とは各々適度の割合にあり」トラキヤのカル

18) Arist. ibid. 1265 a.

19) Arist. ibid. 1267 a.

20) Zimmern, The greek commonwealth. p. 321.

21) Zimmern, ibid. p. 322.

22) Beloch, Bevölkerung der Griechisch-örmischen Welt. S. 99-119.

23) Platon, Republic. 423.

ペ港は幅四プレートロンの地峽によりて本土に連らなる岬にして、二〇ファトム以上の高地なく、面積は一萬人を居住せしむるに足り、各種の材木に富み特に造船材料は海邊近くにあり、大麥、小麥、豆、粟、胡麻無花果及葡萄を産し、都市の建設には絶好の所である」と。

斯の如く夫々適宜の規模に於て平衡を保てる希臘のポリリスにありては、市民権は固定的なる私有地クレオスの上に設定せられしを以て土地なきものは又市民権を有せざる通則であつた。従つて一子若くは全子相續制の孰れにしても産兒の多數は雷に其家のみならず、質及量20)に於てポリリスの平衡をも破るものたる事が希臘人に痛感されて居つた事は想像するに難くない。

アリストテレスは「財産30)に比して子が多ければ法は破れ延て革命の因をなす」とさへ看倣して居つた。勿論既述の如く、國家は或限度の市民を保有せねばならぬ。「戦争又は疫病等の爲に著しく市民の減少を見たる時は下層民に對して市民権を許可す可し」とか「出產32)を

増加せしめんが爲には執政官は特別の注意の下に報酬を與へ、又は年長者をして若者に對して忠告を爲さしめる」と云ふが如き方策が、國家論中に述べられて居る。併し注意事項の大部分は産兒の制限にある。

即ち「現在の戸數を維持せんが爲に、一子相續制度及養子制度があるが、多産にして五〇四〇戸を維持し得ざる時は出產率の多き者に産兒制限を行はしむ可し」と云ふが如きは其一例である。

人口過剩の對策としては往古より四世紀頃まで希臘には棄兒34)の制度があつたが、ポリリスの負擔を除く正當の方法として後には人口の排出を考ふるに至つたのは當然の事であつた。

プラトンは「人口の壓力又はそれに類似の原因より友が友と離れ、或は市民の一部が黨争の爲に迫はれて他に移住する。」

「人間社會にも精撰淘汰がある可く、その極端なる方法としては死刑乃至追放があるが、無産の大衆が首領の指揮の下に富者を襲はんとする傾向ある時は、立法

24) Platon. Laws. 737.

25) Platon. Laws. 742.

26) Aristoteles. ibid. 1326 a—b.

27) Platon. Laws. 704/5, 745.

28) Xenophon. Anabasis VI, 4, 3-7. (Loeb c. 1.)

29) Platon. Republic. 422/3. 「現實の國家では貧富相争ひ、一市にして二國が出

者は國家の厄介者たる彼等に對して能ふ限りの友情を示して彼等を遠方に送り出す可きである」。「各戸は一私有地を有するも、養子にもなり得ざる過剰なる子女のある時は法により植民地アポイキアンに送らる」。「五〇四〇戸以上に増加するを許さざるより、移住する」と述べ、又アリストテレスは其の理想的モデルとなすカルタゴの政治に就て「彼國は市民の一部を次々に（植民地）に送り出し國家の安寧と平衡の維持に成功して居る」と述べてゐる。此の如き移住をプラトンが「斯くして除外することを婉曲なる言葉を以て植民アポイキアンと云ふ」と明言せるが如く、所謂希臘の「植民」なるものはかゝる性質のものであつた。即ち希臘人の以て「植民」なりと觀しものは寧ろ現代の「移民」に類し、その活動は單に自給自足の小規模の都市國家ポリリスの社會的及政治的平衡の維持なる一面のみを考慮するに止まり、移住地の本國に對する經濟上並に政治上の從屬關係等に就ては全く是を念頭に置いてゐなかつた。

二

希臘人の「植民」觀

從つて希臘に固有の「植民」なる語は以上の諸書に用ひられ居る如く、*apoikēō*, *epoikēō*, *katoikēō* 等にして孰れも單に家を離るゝとの語義を有するに過ぎぬ。然るに紀元前五〇八年以降のアテナイ43)の植民地は特にクレウキアと稱せられて居る。クレウケヲも等しくポリリスの社會負擔の排除を目的とせしものなるも、是と同時に移住地の政治的從屬關係なるものが始めてその本質として現はれて來た。此の點こそアテナイの植民と他の希臘諸市の「植民」とを區別する目標となるものであるが、併しクレウケヲなる語には語義上よりせば本來斯る意味はなく、單に私有地クレロスを有つとの意義を有するに止まり、又何等家を去るとの意味をも含まないのである。

而してアテナイに於ては早くより内地にては土地を分配する事は止み、新なる土地を外地に求めた事は他の希臘諸市と同様であつた。從つて此點よりせばアテナイの植民地クレウキアも亦家郷を去るアポイキア、エポイキア、カトイキアと同一であつたと云ひ得るであらう。

來る。」

30) Arist. *ibid.* 1266 b.

31) Platon. *Laws.* 740/1.

32) Platon. *Laws* 740.

33) Platon. *Laws* 740. Republic 460.

34) Beloch. *Griechische Geschichte.* I, S. 230. Zimmern. *ibid.* 324.

さればアテナイの植民地たるアンフィポリス(IV 102)及メロス(V 116)はツキシデスによりてアポイキアと稱せられ、又エレキテオンにて發見されし二箇の碑面にもブレアをばアポイキアと呼び、アンフィポリス(IV 102)ポテダエア(II 70)及アエギナ(II 27, VIII 69)に就ても、ツキシデスと同じくエポイキアなる語を用ひ、アクロポリスにて發見されたる大理石像の基石にもポテダエアをばエポイキアと銘しあり、又ブルタコスはペステアエア(Pericles 28)及シンペ(Pericles 20)に對してカトイキアなる語を用ひて居る。(尤も明かにクレルウキアと稱して居るものもある)

之と反對にアテナイ以外の希臘諸市の「植民地」も植民者が新都市の市民として土地の分配に與かると云ふ點よりせば、理論上は等しくクレルウキアと稱し得可きであるが、既に述べたるが如く紀元前五〇八年に始めてクレルウキアなる語が希臘に現はれ、新型態たるアテナイの植民地に適用されたるものであつて、他の諸都市の植民的活動は波斯戰爭紀元前五〇〇年を界と

して事實上終止し、その後の希臘に於ける植民活動は殆どアテナイの獨壇場たりしが爲に、本來混用ある可き兩語が一般の希臘諸國家には是を見ずしてアテナイに於てのみ是を見る事となり、延て當時の都市國家の制約を超越したるアテナイ及それに類するアレキサンドル以後のマケドニヤの植民地をばクレルウキアと稱して、他の諸都市のそれと區別する通説が生じたものゝ如くに思はれる。

以上理想國家論によりて希臘固有の都市國家觀を知り、延て彼等の所謂植民觀なるものを窺ひ、それに附隨してアポイキア及クレルウキアなる語の混用せらるゝに至りし所以を明かにした。

35) Platon. Laws. 708.

36) Platon. Laws. 735/6.

37) Platon. Laws. 923.

38) Platon. Laws. 929.

39) Arist. ibid. 1273 b. 1320 b.

40) Platon. Laws. 736.

41) 經濟論叢, ibid. p. 443.

42) Platon. Laws. 702, 736; 683, 707, 708 etc.

43) アテナイガ植民(klerouchō)を行ふ頃は、彼は既に同盟(symphoi)なる國家聯合の型を超へ、換言せば、都市國家の制約を超越したるアレクサンドル以後のコスモポリテックな一面がその帝國組織に現はれて居る。従つてアテナイの植民は都市國家觀よりは直接に是を誘導し得ずして所謂希臘の植民の一特例をなす。

44) Hicks and Hill. Greek historical inscriptions. § 41. § 42.

45) Hicks and Hill. ibid. § 59.

46) Euboea (Herodotus V 77, VI 100) Lesbos (Thuk III 50, Plut. Pericles XI. Hicks and Hill. ibid. § 61)

47) 經濟論叢 ibid. p. 446.